

**F A X 送付状**

景観と住環境を考える全国ネットワーク  
政策アンケートチーム 様

いつもお世話になっています。

6月29日

台東区・くらし相談室長 おだか明

111-0031 東京都台東千束3-10-9  
Tel 03-3876-3231 Fax 3876-2797  
taitou\_jep@hotmail.com

●本紙を含めて 4 枚を送付いたします。


▽向ノ  
都心を中心として大規模開発や超高層・大規模ビルの林立は、住民が暮らしていくことになるばかりでなく、二酸化炭素排出の増大やヒートアイランド化などにもつながり、大変問題です。超高層ビル建設の適切な規制の強化、都市の成長管理が必要です。

▽向ニ  
まちづくりの主人公は住民です。都市計画法や建築基準法の改正に付いて、住民参加型を求めて、国に積極的に働きかけます。

▽向三  
住民参加を強めることか力です。同時に法整備と地方分権をすすめることも、現行法のもとでも地区計画なども活用して、環境破壊の大規模開発の抑制や、建物の高さ制限をすすめます。

▽由4  
ご指摘のとおり、歴史的建造物は、その全体が保存されることと望ましいと思えます。一部保存に全く意味がないとは思いませんが容積緩和と引換えにされるようなことかあつてはなりません。

▽由5  
乱開発を規制し、景観を守ることは大切で、真鶴町などの先進的な事例をよく研究し住民の皆さんと共によく考えながら取り組んでゆきます。

▽由6の1  
ご指摘のとおりです。基本的に、住民の合意なしの裁決前の変更は認めず、裁決結果を受けて事業者に対応させるべきです。

▽由6の2  
建築審査会が行なう確認検査を超えた許可

3  
の同意や不服審査の審議は、厳格な中立性  
求められるもの。その意味で、民間確認  
検査機関には株式会社が多く、南登業者やセ  
ネコン等が出資してゐる例もある。改善  
が必要。す。